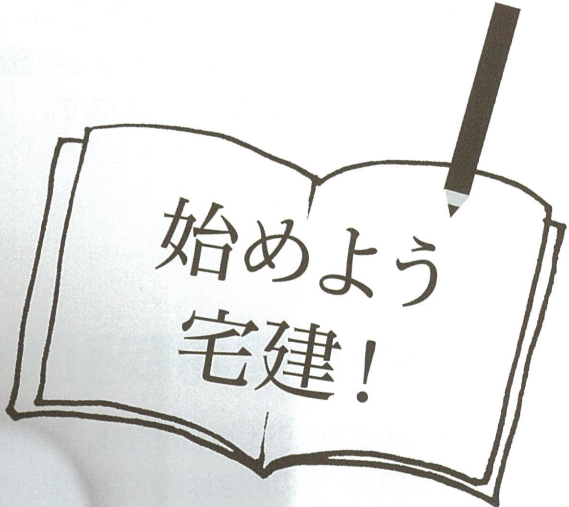


平成30年度

宅地建物 取引士 資格試験



始めよう
宅建!

試験日

平成30年 **10月21日** [日]

午後1時～3時(登録講習修了者は午後1時10分～3時)

申込受付期間

■インターネット受付

平成30年 **7月2日** [月] ～ **7月17日** [火]
(午前9時30分から) (午後9時59分まで)

■郵送受付

平成30年 **7月2日** [月] ～ **7月31日** [火]
(当日消印有効)

試験案内(郵送申込書)配布期間

平成30年 **7月2日** [月] ～ **7月31日** [火]

受験手数料 **7,000円**

合格発表 平成30年**12月5日** [水]

お問合せ先

TEL.0857-23-3569

公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会

〒680-0036 鳥取市川端2丁目125番地 鳥取県不動産館

<http://www.tottori-takken.or.jp/>

主な試験案内(郵送申込書)配布場所

- ・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会支部(東部・中部・西部)
 - ・(公社)全日本不動産協会鳥取県本部
 - ・鳥取県立鳥取・米子産業体育館
 - ・鳥取県立倉吉体育文化会館
 - ・鳥取県立図書館
 - ・倉吉・米子市立図書館
 - ・境港市民図書館
- (※土・日曜日共配付します)
- ・鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
 - ・東部生活環境事務所建築住宅課
 - ・鳥取県総合事務所生活環境局建築住宅課(中部・西部)

試験地 **鳥取県**

指定試験機関 <http://www.retio.or.jp>
(一財)不動産適正取引推進機構

インターネット申込みできます

不動産適正取引推進機構

検索





■宅地建物取引士とは

- ◆多くの人にとって、マンションや一戸建など不動産の購入は、一生に一度の大きな買い物であり、とても重要な事柄です。その大切な不動産の取引について、消費者の保護の立場から、物件に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引士です。
- ◆このように宅地建物取引士は、不動産取引の専門家として重要な役割を担っており、宅地建物取引業者（一般的にいう不動産業者のことです。）の業務に従事する者5人につき1人以上の割合で設置が求められるなど、不動産業界で活躍するためには必須の国家資格となっています。
- ◆また、宅地建物取引士の資格*は、金融機関をはじめとする多くの企業においても高く評価されています。そして、拡大する不動産投資市場においても、基礎となるスキルを身につける上で不可欠な資格となっています。

*宅地建物取引士資格登録者 → 全国で約102.6万人（H30年3月末現在）



■宅地建物取引士資格試験（宅建試験）とは

- ◆宅地建物取引士資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引士に必要な知識を問う試験で、その内容は宅地建物取引業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令など多岐にわたり、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。
- ◆宅地建物取引士資格試験は、一度合格すると一生有効です。ただし、宅地建物取引士として実際の仕事に従事する場合には、都道府県知事への登録・取引士証の交付を受けることが必要となります。

試験の概要

受験資格	年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験できます。
実施時期	年1回（10月第3日曜日）
試験会場	原則として、居住している都道府県内の試験会場
試験内容	1. 宅地建物取引業法などの宅地建物取引業者を規律する法令 2. 民法、借地借家法などの不動産取引の基本となる法令 3. 都市計画法、建築基準法などの土地・建物を制限する法令 4. 所得税法、地方税法などの土地・建物に対する税を規定する法令 5. 地価公示法、不動産の鑑定評価などの宅地・建物の価格の評定に関する法令や知識 6. 不当景品類・不当表示防止法などの不動産の需給に関する法令や実務の知識 7. 土地・建物に関する知識